

平成28年5月吉日

会 員 各 位

尼 崎 経 営 者 協 会
尼 崎 雇 用 対 策 協 議 会

平成28年度

社 会 労 務 研 究 会
～ 登 録 の ご 案 内 ～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当協会事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年めまぐるしく法律が改正され、それに伴い各社の就業規則の変更や社会保険、労働保険等手続の実務的な対応が急務となっております。つきましては、初心者から実務者まで昨年度多数ご参加いただきました“社会労務研究会”を今年度も前期6月～10月・後期11月～3月（前期後期共月1回）の各期とも5回に亘り、基本的な内容から実務的な内容までご専門の社会保険労務士や税理士によりご教示いただくこととなりました。

この研究会は、メンバーを限定25名登録（1社で原則2名まで登録できますが、各回のご出席は1名に限らせていただきます。）していただくことにより、ご専門の講師の方に気軽にご相談でき、繋がりのできる機会でもあります。

会員企業の皆様方におかれましては、人事・労務ご担当者の実務的、かつ体系的に学習し研究して頂ける絶好の機会と確信しておりますので、ぜひとも多数ご登録、ご参加をお願いいたしたくご案内申し上げます。

敬具

【 開 催 要 領 】

1. 開 催 ①前期(平成28年6月～10月)、後期(平成28年11月～平成29年3月)の各5回の例会。原則として毎月1回開催。
②毎回2時間、講師よりテーマについて講義を聴き、その後質疑・意見交換を行う。
③事前にご質問等を提出いただいた場合には、当日講師から回答する。
④開催日時・会場等、具体的な内容については、その都度連絡担当者宛に連絡する。
⑤個別相談については、事前に申し出ていただければ対応いたします。
2. 対 象 原則として、協会会員企業の人事労務担当者等をメンバーとする。
3. 会 費 前期5回分 1名につき 22,000円 (※非会員は30,000円)
後期5回分 1名につき 22,000円 (※非会員は30,000円)
前期・後期計10回分 1名につき 38,000円
(※非会員は 54,000円)
4. 定 員 25名(定員になり次第締め切らせていただきます)
5. 講 師 社会保険労務士、税理士、コンサルタント 他
6. 申込方法 別紙登録申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申し込み下さい。

※ご記入いただいた情報は、参加者名簿を作成し講師に配布するほか、
資料の送付及び今後本会が主催する事業のご案内以外の目的には利用
いたしません。

[申込先] 尼崎経営者協会 宛
〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所ビル5階
TEL: 06-6411-4281 FAX: 06-6411-0184

[振込先] 三井住友銀行 尼崎支店 普通 1095820
三菱東京UFJ銀行 尼崎支店 普通 1106334
尼崎信用金庫 本店 普通 0698612

【 平成 2 8 年度 社会労務研究会 テーマとスケジュール 】

前 期	第 1 回 (6 /28)	「健康保険制度のポイント」 1) 健康保険制度のしくみ 2) 主な保険給付 3) 採用・退職時及び定例的に行う手続き
	第 2 回 (7 /25)	「労災保険制度のポイント」 1) 労災保険制度の概要 2) 業務災害と通勤災害 3) 労災保険給付の内容と各種手続き
	第 3 回 (8 /24)	「給与計算の実務と留意点」 1) 給与計算のしくみと方法 2) 給与計算に関係する税金と社会保険等 3) 源泉徴収の知識とその他の控除
	第 4 回 (9 月)	「年金制度のポイント」 1) 公的年金の種類としくみ 2) 老齢年金のしくみと給付内容 3) 年金制度の改正と最近の動向について
	第 5 回 (1 0 月)	「労働基準監督署の調査実態と対応のポイント」 1) 労働基準監督署の役割と権限 2) 労働基準監督署による事業所調査の実態 3) 是正勧告のしくみと是正報告書への対応
後 期	第 1 回 (1 1 月)	「年末調整の実務と今年度の留意点」 1) 年末調整処理の目的と処理の流れと手順 2) 今年度の改正点とマイナンバーの取扱い 3) 年末調整終了後の事務処理
	第 2 回 (1 2 月)	「労働法の改正動向と実務対応」 1) 有期契約労働者の無期転換に備えた就業規則のポイント 2) 年次有給休暇消化の義務化について 3) 障害者雇用促進法ほか
	第 3 回 (1 月)	「就業規則に関すること」 1) 就業規則の作成と変更手続き 2) 就業規則のポイントと従業員への周知 3) 労働関係諸法令と就業規則・労働契約の関係
	第 4 回 (2 月)	「採用～退職までの基本的な労働契約知識」 1) 労働契約を結ぶとき 2) 労働契約の終了（退職・解雇・雇止め） 3) 最近の法改正の動向
	第 5 回 (3 月)	「労働時間と休日及び年次有給休暇」 1) 労働時間の定義 2) 時間外労働と休日労働 3) 年次有給休暇の要件と今後の動向

※講師は都合で変更になる場合があります。

※講師・会場の都合により、テーマおよび開催月が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

FAX : 06 - 6411 - 0184

登錄申込書

申 込	※いずれかに○印をつけて下さい。 1. 前期 2. 後期 3. 前・後期共		
会 社 名			
住 所	(〒)		
	TEL :		FAX :
業 種		従業員数	人
登 録 者 職・氏名	(1) 職名または所属部署名	氏名フリガナ	
	(2)		
連 絡 担 当 者 職・氏名			
請求書送付の有無	要 ・ 不要		

平成28年 月 日

代表者名

印